平成２４年（フ）第１７９号
山梨県甲府市富竹１丁目７番４号
債務者　天野　節夫
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　悟史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７０号
徳島市南田宮１丁目５番30―406号
債務者　大星　　貴
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　一宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月27日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８２７６号
大阪市淀川区西宮原３丁目３番87―402号
債務者　松村知子こと　綱元　知子
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平澤　威海
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月６日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１６号
神戸市西区伊川谷町有瀬141番地の５　１―239号、従前の住所神戸市長田区鶯町４丁目４番３号
債務者　植田　正己
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白子　雅人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５１７号
神戸市北区花山東町１番９―101号
債務者　鵜飼　文作
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芳田　栄二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月27日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６１号
三重県伊勢市二見町松下1967番地
債務者　中野　朋香
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
岩手県奥州市衣川区池田68番地
債務者　三浦　　光
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第４号
北海道増毛郡増毛町南暑寒町５丁目75番地の１
債務者　古谷　大悟
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２４年（フ）第５号
北海道増毛郡増毛町暑寒海岸町70番地の１
債務者　近江明日香（旧姓古谷）
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２４年（フ）第６号
北海道留萌市高砂町２丁目５番19号
債務者　射守矢敏雄
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２４年（フ）第２０７号
埼玉県草加市谷塚上町700番地13
債務者　相良　英典
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２０８号
埼玉県草加市谷塚上町700番地13
債務者　相良　玲子
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２９１号
埼玉県草加市八幡町847番地２　バンシャトー草加101号
債務者　若狭日呂美
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２９６号
埼玉県春日部市増富437番地６　コーポ花房103号、旧住所埼玉県春日部市増富350番地１アネックスこじま202号
債務者　金丸　香織
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２１４号
埼玉県深谷市東方町３丁目２番地12
債務者　河野　勝則
1　決定年月日時　平成24年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第８６号
新潟県柏崎市関町２番７号、住民票上の住所新潟県柏崎市大字山室2854番地６
債務者　茂野　克弘
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第８７号
新潟県柏崎市関町２番７号、住民票上の住所新潟県柏崎市大字山室2854番地６
債務者　茂野　太公
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係